

# 韓国に合意求む

## 竹島問題 国際裁への提訴

外務省は二十五日午前十一時半在日韓国代表部金澤植公使を外務省に招き、竹島の領有権問題を国際司法裁判所に提訴することについて韓国政府の合意を求める文書を送った。



外務次官 金澤植 公使

これは二十四日の閣議で政府が竹島の問題は日韓兩國間の直接交渉では解決できなかったとし、この問題を国際司法裁判所に提訴して国際的公正に訴えることの方針を決定したことを基に提出された故

議と申入れにもかかわらず、同島に対する韓国側の領土権を主張して譲りないだけでなく最近に至っては同島に警備員を派遣させ韓国の標識を建て灯台を設置してこれを韓国政府に通報するなど既成事実をつくり実力による支配を確立しようとしている。

平和的解決を図るため二十五日在日韓国代表部に送る文書をもって韓国政府の合意を求め、問題が国際司法裁判所に付託することを日本側から提訴した。外務省はこれと同時に竹島が日本の領土であることを証明する歴史的文献や事実をならべた「韓国側見解に対する日本政府の反論」を公表した。金公使は外務次官に対して「日本側の申入れを直ちに本國に送りその回答を求めたい」と回答すると答えたが、日本側は韓国政府が国際司法裁判所への提訴に同意しない限りはあきらめないものと

みているようで、その場合には既定方針通り日本側は単独でも同裁判所に提訴し裁判が成立しないでも提訴を通じて国際世論に訴える意向である。

### 韓国への申入れ文書

一、日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓国領土なりとする大韓民国政府の主張を数回の公文、特に一九五四年三月十日付外務省口上書(第五十五号)をもって反論してきた。しかしながら、大韓民国政府は、日本国政府の見解を全く無視した。のみならず日本国政府の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯、同島周辺の日本国領海内における漁業並びに同島における大韓民国領土標識及び灯台の設置等の不法行為が繰返され、更に、最近同島の現況調査のため派遣された日本国巡視船が同島より突然銃撃を受け損害をこうむるに至った。

二、本件は国際法の基本原則に照れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は、本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、この紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することを提訴することを希望する。

三、日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして権威ある機関、すなわち、国際司法裁判所に付託することを希望し、早くに回答を下さることを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、これに、国際司法裁判所が下すいかなる判決でも韓国に從つてもいかなることを執らずに、裁判所の判決のあるまでの期間、兩國政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よって、外務省は、日本国政府が竹島とその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在日大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同國政府の見解を同代表部に通報せられたことを要請する。